

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時	
				検体1	検出下限値	
[4] トリオクチルアミン 詳細環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 0/19(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 0/19(欠測等: 0) 検出範囲: nd 検出下限値範囲: 0.11~0.26 検出下限値: 0.26 要求検出下限値: 0.78	宮城県	1	迫川二ツ屋橋 (登米市)	nd	0.11	
		2	白石川さくら歩道橋 (柴田町)	nd	0.11	
	仙台市	3	広瀬川広瀬大橋 (仙台市)	nd	0.11	
		秋田県	4	秋田運河 (秋田市)	nd	0.11
	山形県		5	最上川基点橋 (村山市)	nd	0.14
		6	最上川河口 (酒田市)	nd	0.11	
	栃木県	7	田川給分地区頭首工 (宇都宮市)	nd	0.26	
		埼玉県	8	荒川秋ヶ瀬取水堰 (志木市)	nd	0.11
	9		柳瀬川志木大橋 (三芳町)	nd	0.11	
	千葉県	市原・姉崎海岸	10	市原・姉崎海岸	nd	0.11
			横浜市	11	鶴見川亀の子橋 (横浜市)	nd
	12	横浜港		nd	0.15	
	13	粕尾川吉倉橋 (横浜市)		nd	0.14	
	新潟県	14	信濃川下流 (新潟市)	nd	0.13	
	石川県	15	犀川河口 (金沢市)	nd	0.14	
	名古屋市	16	堀川港新橋 (名古屋市)	nd	0.11	
	滋賀県	17	琵琶湖南比良沖中央	nd	0.11	
		18	琵琶湖唐崎沖中央	nd	0.11	
	香川県	19	高松港	nd	0.14	

(注1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出